

2017年度 法科大学院

特待生入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の 1 ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各 1 枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

A市所有のある土地（以下「本件土地」という。）上に、地域の集会所、鳥居、および「地神宮」と彫られた石造の地神宮が設置されていた。同集会所の鳥居の正面に当たる部分には、集会所の入口とは別に「神社」と表示された入口が設けられ、その正面の一角にS神社（以下「本件神社」という。）の祠が設置されている。集会所の建物の外壁には「神社」との表示もある。祠内には御神体として天照大神が宿るとされる鏡が置かれている。これら祠、神社の表示、鳥居および地神宮ならびに集会所の所有者はS連合町内会である。ただし、本件神社は、神社付近の住民らで構成される氏子集団によってその管理運営がされている。本件神社においては、初詣で、春祭りおよび秋祭りという年3回の祭事が行われており、春祭りおよび秋祭りの際には、B神社から宮司の派遣を受け、「S神社」、「地神宮」などと書かれたのぼりが本件鳥居の両脇に立てられ、神事が行われてきた。

本件神社の施設は、もともと別の場所に設置されていたが、隣接する小学校敷地の拡張が必要となり、協力を申し出たC所有の土地に移設されたものである。その後、Cが固定資産税の負担を解消するため、A市に同土地の寄附願出を行い、これを受けて昭和28年3月、土地の採納議決がA市議会においてなされた際に、神社施設の維持のため、本件土地についてはS連合町内会に無償で使用させる旨の契約の締結がなされたという経緯がある。その後、同連合会がA市の補助金の交付を受けて本件土地上に集会所を設置し、その一角に祠を移設すると共に、新たに鳥居を新設した。

こうした状況の中、A市の住民Xは、A市がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていることは、憲法に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないこと（以下「本件怠る事実」という。）が違法に財産の管理を怠るものであるとして、A市長Yを相手どり、地方自治法第242条の住民監査請求を経たうえで、同法第242条の2第1項第3号に基づき、本件怠る事実の違法確認を求め出訴することとした。

設問

本件怠る事実の違法確認請求訴訟につきどのような判断が下されるべきか、最高裁判所の判例の趣旨に則して、検討を行いなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）